

令和7年度「過労死等の労災補償状況」(精神障害)まとめ

三重産業保健総合支援センター

厚生労働省が公表した業務災害に係る精神障害の補償状況のデータをもとに、当センターでポイントを整理し、押さえておきたい傾向をまとめたリーフレットを作成しましたのでご活用ください。

全体の件数(精神障害)

請求件数 : 4,958件 前年比1,178件増加 支給決定件数: 1,082件 前年比26件増加

業種別(中分類)

請求件数の多い業種

- 1位 社会保険・社会福祉・介護事業: 706件
- 2位 医療業: 578件
- 3位 道路貨物運送業: 68件

支給決定件数の多い業種

- 1位 社会保険・社会福祉・介護事業: 151件
- 2位 医療業: 139件
- 3位 道路貨物運送業: 68件

職種別(中分類)

請求件数の多い職種

- 1位 一般事務従事者: 833件
- 2位 保健師、助産師、看護師: 369件
- 3位 介護サービス職業従事者: 296件
- 4位 営業職業従事者: 271件
- 5位 商品販売従事者: 254件
- 6位 社会福祉専門職業従事者: 238件
- 7位 自動車運転従業者: 209件

支給決定件数の多い職種

- 1位 一般事務従事者 109件
- 2位 保健師、助産師、看護師 105件
- 3位 介護サービス職業従事者 68件
- 4位 自動車運転従業者 64件
- 5位 営業職業従事者 59件
- 6位 法人・団体管理職員 50件
- 7位 商品販売従事者 46件

年齢別

年齢	請求件数	支給決定件数
19歳以下	39	11
20～29歳	972	236
30～39歳	1,122	243
40～49歳	1,344	294
50～59歳	1207	244
60歳以上	274	54

時間外労働時間別(支給決定件数)

区分	件数	区分	件数
20時間未満	57	100時間以上～120時間未満	52
20時間以上～40時間未満	54	120時間以上～140時間未満	35
40時間以上～60時間未満	55	140時間以上～160時間未満	15
60時間以上～80時間未満	46	160時間以上	29
80時間以上～100時間未満	40	その他	699

出来事別

出来事の種類	具体的な出来事(一部のみ抜粋)	決定件数	支給決定件数	認定率
業務や災害の体験		289	153	52.9%
仕事の失敗、過度な責任の発生等		203	52	25.6%
仕事の量・質		508	183	36.0%
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	90	40	44.4%
	2週間以上にわたって休日のない連続勤務を行った	44	30	68.2%
	上記以外	374	113	30.2%
役割・地位の変化等		279	35	12.5%
パワーハラスメント		403	222	55.1%
対人関係		1,759	236	13.4%
	同僚等から、暴行又はひどいいじめ・嫌がらせを受けた	133	62	46.6%
	上司とのトラブルがあった	1,061	36	3.4%
	同僚とのトラブルがあった	257	5	1.9%
	部下とのトラブルがあった	56	6	10.7%
	顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた	240	127	52.9%
	上司が替わる等、職場の人間関係に変化があった	12	0	0.0%
セクシャルハラスメント		233	127	54.5%
特別な出来事		74	74	100.0%
その他		91	0	0.0%
合計		3,839	1,082	28.2%

「過労死等の労災補償状況」(精神障害)10年前との比較

令和7年度の精神障害に係る労災補償状況について、前年（令和6年度）および平成27年度（10年前）との比較を行い、その概要を以下にまとめました。



年齢別（請求件数）

年齢	H27年度	R6年度	R7年度	増加率 R6年度-R7年度	増加率H27年度-R7年度
10代	18	34	39	14.7%	116.7% (約2.2倍)
20代	281	733	972	32.6%	245.9% (約3.5倍)
30代	419	889	1,122	26.2%	167.8% (約2.7倍)
40代	459	1,041	1,344	29.1%	192.8% (約2.9倍)
50代	287	870	1,207	38.7%	320.6% (約4.2倍)
60代	51	213	274	28.6%	437.3% (約5.4倍)
合計	1,515	3,780	4,958	31.2%	227.3% (約3.3倍)

出来事別

矢印の左側が平成27年度の数値で右側が令和7年度の数値です。なお、平成27年度と令和7年度では、認定基準や分類項目が異なるため、④については、比較可能とするため当センターが再集計したものです。※1

- ① パワーハラスメント及び暴行・いじめ・嫌がらせ※2
 - 決定件数 151件→536件 約3.5倍
 - 支給決定件数 60件→284件 約4.7倍
- ② セクハラ
 - 決定件数 44件→233件 約4.3倍
 - 支給決定件数 24件→127件 約4.3倍
- ③ 1カ月80時間超の時間外労働
 - 決定件数 55件→90件 約1.6倍
 - 支給決定件数 36件→40件 1.1倍
- ④ 仕事の質・量の合計件数※1（③も含まれる）
 - 決定件数 255件→508件 約2倍
 - 支給決定件数 136件→183件 約1.35倍

- ⑤ 上司・同僚・部下とのトラブル
 - ・上司とのトラブルがあった
 - 決定件数 259件→1,061件 約4倍
 - 支給決定件数 21件→36件 約1.7倍
 - ・同僚とのトラブルがあった
 - 決定件数 50件→257件 約4.1倍
 - 支給決定件数 2件→5件
 - ・部下とのトラブルがあった
 - 決定件数 10件→56件 約5.6倍
 - 支給決定件数 1件→6件

※1 精神障害の認定基準については、令和2年及び令和5年に改正されており、これに伴い業務による具体的出来事の統合等がありました。本統計についても具体的な出来事の統合等があったため、平成27年度と令和7年度については、直接比較できないものですが、改正点を踏まえて当センターが新基準に該当するよう平成27年度の数値を再集計したものです。

※2 平成27年度当時は、パワハラ及び暴行・いじめ・嫌がらせも「具体的な出来事：同僚等から、暴行又は（ひどい）いじめ・嫌がらせを受けた」に該当していたものですが、現在は、「パワーハラスメント」及び「暴行・いじめ・嫌がらせ」に分かれているものです。このため平成27年度については、パワハラの件数が不明であり、直接比較できないため、両者の合計件数を比較したものです。

都道府県別（請求件数）

都道府県	H27年度	R6年度	R7年度	増加率 (R6年度-R7年度)	増加率 (H27年度-R7年度)
三重	19	56	66	17.9%	247.4%
東京	272	763	1,121	46.9%	312.1%
大阪	146	304	406	33.6%	178.1%
愛知	67	257	301	17.1%	349.3%

